

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	宮崎市 生活保護に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宮崎市は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

宮崎市長

公表日

令和5年12月19日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	<p>生活保護法に基づき生活困窮世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて必要な保護(生活、住宅、教育、介護、医療等の各扶助)を行い、最低限度の生活を保障し、自立を支援する事務。</p> <p>・特定個人情報ファイルを使用する事務の内容</p> <p>①生活保護法に基づく保護の決定及び実施等に関する事務 ②生活保護法に基づく就労自立給付金の支給に関する事務 ③生活保護法に基づく保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務 ④進学準備給付金の支給に関する事務 ⑤生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携に関する事務</p> <p>・特定個人情報ファイルを委託する事務の内容</p> <p>①医療保険者向け中間サーバー等における資格管理に関する事務 ②医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認に関する事務 ③医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等に関する事務</p>
③システムの名称	生活保護システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、レセプト管理システム、統合専用端末、医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護受給者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)第9条(利用の範囲)別表第一第15項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第15条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。)</p> <p>[情報提供の根拠]</p> <p>・別表第二(9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項)</p> <p>・別表第二主務省令(第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2、第59条の3)</p> <p>[情報照会の根拠]</p> <p>・別表第二(26の項)</p> <p>・別表第二主務省令(第19条)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	宮崎市福祉部社会福祉第一課、社会福祉第二課
②所属長の役職名	社会福祉第一課長、社会福祉第二課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	宮崎市市民情報センター(市役所本庁舎3階) 〒880-8505 宮崎市橘通西一丁目1番1号
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	宮崎市福祉部社会福祉第一課、第二課(市役所2庁舎2階) 〒880-8505 宮崎市橘通西一丁目1番1号 電話番号0985-21-1775

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報提供 ②法令上の根拠	【別表第二における情報提供の根拠】（「生活保護関係情報」） 9、10、14、16、24、26、27、28、30、31、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項	【別表第二における情報提供の根拠】（「生活保護関係情報」） 9、10、14、16、20、21、24、26、27、28、30、31、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項	事前	
平成28年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	重要な変更事項でないため
平成28年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	重要な変更事項でないため
平成29年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報提供 ②法令上の根拠	1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】（「生活保護関係情報」） 9、10、14、16、20、21、24、26、27、28、30、31、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項 2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号） 【情報提供の根拠】（「生活保護実施関係情報」） 第8条、第9条、第11条、第12条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条	1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】（「生活保護関係情報」） 9、10、14、16、20、21、24、26、27、28、30、31、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、119の項 2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号） 【情報提供の根拠】（「生活保護実施関係情報」） 第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第24条、第26条の4、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2、第59条の3	事後	法改正に伴う変更
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	宮崎市福祉部社会福祉課	宮崎市福祉部社会福祉第一課、第二課	事後	重要な変更事項でないため
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	課長 本田 重雄	社会福祉第一課長 山本 伸一 社会福祉第二課長 河野 作男	事後	重要な変更事項でないため
平成29年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	宮崎市福祉部社会福祉課（市役所2庁舎2階）	宮崎市福祉部社会福祉第一課、第二課（市役所2庁舎2階）	事後	重要な変更事項でないため
平成30年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要		④進学準備給付金の支給に関する事務の追加	事後	法改正に伴う変更
平成29年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報提供 ②法令上の根拠	1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】（「生活保護関係情報」） 9、10、14、16、20、21、24、26、27、28、30、31、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、119の項 【別表第二における情報照会の根拠】 26の項 2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号） 【情報提供の根拠】（「生活保護実施関係情報」） 第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第24条、第26条の4、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2、第59条の3 【情報照会の根拠】 第19条	1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】（「生活保護関係情報」） 9、10、14、16、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、119の項 【別表第二における情報照会の根拠】 26の項 2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号） 【情報提供の根拠】（「生活保護実施関係情報」） 第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2、第59条の3 【情報照会の根拠】 第19条	事後	法改正に伴う変更
平成30年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	社会福祉第一課長 山本 伸一 社会福祉第二課長 河野 作男	社会福祉第一課長、社会福祉第二課長	事後	重要な変更事項でないため
平成30年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	重要な変更事項でないため
平成30年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	重要な変更事項でないため
令和1年6月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項 別表第一 15の項 2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号） 第15条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。）第9条（利用の範囲）別表第一第15項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号）第15条	事後	重要な変更事項でないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報提供 ②法令上の根拠	1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】(「生活保護関係情報」) 9、10、14、16、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、119の項 【別表第二における情報照会の根拠】 26の項 2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供の根拠】(「生活保護実施関係情報」) 第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2、第59条の3 【情報照会の根拠】 第19条	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。) 【情報提供の根拠】 ・別表第二(9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、119の項) ・別表第二主務省令(第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2、第59条の3) 【情報照会の根拠】 ・別表第二(26の項) ・別表第二主務省令(第19条)	事後	重要な変更事項でないため
令和1年6月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	宮崎市福祉部社会福祉第一課、第二課	宮崎市福祉部社会福祉第一課、社会福祉第二課		
令和1年6月27日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	重要な変更事項でないため
令和1年6月27日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	重要な変更事項でないため
令和2年10月21日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報提供 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。) 【情報提供の根拠】 ・別表第二(9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、119の項) ・別表第二主務省令(第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2、第59条の3) 【情報照会の根拠】 ・別表第二(26の項) ・別表第二主務省令(第19条)	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。) 【情報提供の根拠】 ・別表第二(9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項) ・別表第二主務省令(第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2、第59条の3) 【情報照会の根拠】 ・別表第二(26の項) ・別表第二主務省令(第19条)		
令和2年10月21日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	重要な変更事項でないため
令和2年10月21日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	重要な変更事項でないため
令和3年9月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	重要な変更事項でないため
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報提供 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	法改正に伴う変更
令和4年12月26日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	重要な変更事項でないため
令和4年12月26日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	重要な変更事項でないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	生活保護法に基づき生活困窮世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて必要な保護(生活、住宅、教育、介護、医療等の各扶助)を行い、最低限度の生活を保障し、自立を支援する事務。 ・特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 ①生活保護法に基づく保護の決定及び実施等に関する事務 ②生活保護法に基づく就労自立給付金の支給に関する事務 ③生活保護法に基づく保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務 ④進学準備給付金の支給に関する事務	生活保護法に基づき生活困窮世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて必要な保護(生活、住宅、教育、介護、医療等の各扶助)を行い、最低限度の生活を保障し、自立を支援する事務。 ・特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 ①生活保護法に基づく保護の決定及び実施等に関する事務 ②生活保護法に基づく就労自立給付金の支給に関する事務 ③生活保護法に基づく保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務 ④進学準備給付金の支給に関する事務 ⑤生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携に関する事務 ・特定個人情報ファイルを委託する事務の内容 ①医療保険者向け中間サーバー等における資格管理に関する事務 ②医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認に関する事務 ③医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等に関する事務	事前	「全世代対応型社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」令和3年度法律第66号)に基づく、医療扶助オンライン資格確認導入に伴い、各システムのプログラミングを開始するまでに評価が必要なもの
令和5年3月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	生活保護システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ	生活保護システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、レセプト管理システム、統合専用端末、医療保険者等向け中間サーバー等	事前	「全世代対応型社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」令和3年度法律第66号)に基づく、医療扶助オンライン資格確認導入に伴い、各システムのプログラミングを開始するまでに評価が必要なもの
令和5年3月31日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[○]委託しない	[]委託しない 十分である	事前	「全世代対応型社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」令和3年度法律第66号)に基づく、医療扶助オンライン資格確認導入に伴い、各システムのプログラミングを開始するまでに評価が必要なもの
令和5年12月19日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	生活保護法に基づき生活困窮世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて必要な保護(生活、住宅、教育、介護、医療等の各扶助)を行い、最低限度の生活を保障し、自立を支援する事務。 ・特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 ①生活保護法に基づく保護の決定及び実施等に関する事務 ②生活保護法に基づく就労自立給付金の支給に関する事務 ③生活保護法に基づく保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務 ④進学準備給付金の支給に関する事務 ⑤生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携に関する事務 ・特定個人情報ファイルを委託する事務の内容 ①医療保険者向け中間サーバー等における資格管理に関する事務 ②医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認に関する事務 ③医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等に関する事務	生活保護法に基づき生活困窮世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて必要な保護(生活、住宅、教育、介護、医療等の各扶助)を行い、最低限度の生活を保障し、自立を支援する事務。 ・特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 ①生活保護法に基づく保護の決定及び実施等に関する事務 ②生活保護法に基づく就労自立給付金の支給に関する事務 ③生活保護法に基づく保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務 ④進学準備給付金の支給に関する事務 ⑤生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携に関する事務 ・特定個人情報ファイルを委託する事務の内容 ①医療保険者向け中間サーバー等における資格管理に関する事務 ②医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認に関する事務 ③医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等に関する事務	事後	重要な変更事項でないため